

2015年1月9日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第360号）

上海市商務委員会等、 上海自由貿易区で自動車並行輸入を解禁

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市商務委員会、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局、上海市工商行政管理局員会は、2015年1月7日付で『中国（上海）自由貿易試験区における自動車並行輸入の試行展開に関する通達』（以下『通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において自動車の並行輸入を解禁しました。

□ 参入条件は前年度売上4億元超など

『通達』によると、5年以上の自動車販売経営実績、前年度の自動車販売額4億元超等の条件を満たす自動車ディーラーは、上海市商務委員会または中国（上海）自由貿易試験区管理委員会に申請を提出してその認定を受けた後、上海自由貿易区内に全額出資子会社あるいは持分支配会社を設立し、自動車の並行輸入を行うことができます。輸入販売には別途、商務部から自動車輸入許可を取得する必要があります（第5条）

自動車並行輸入の参入条件

- ✓ 自動車販売業務に5年以上従事し、直近3年連続で利潤を上げ、前年度の自動車販売額が4億元を超えていること
- ✓ 経営規模と対応する整備・サービス・部品供給の拠点・設備を有していること（基準を満たせない企業は、上海自由貿易区内の第三者公共サービスプラットフォームを利用できる）
- ✓ 信用が良好で、仕入れチャネルや自動車販売サービスの業界経験を有していること
- ✓ 上海自由貿易区内に自動車代理販売の資格を有する全額出資子会社あるいは持分支配会社を設立し、並行輸入の代理商とすること

（『通達』第3条）

並行輸入する自動車は、品質標準・技術規範の強制要求に適合し、強制製品認証（CCC）を取得しなければなりません（第6条）。また、並行輸入を行う自動車ディーラーは、国内における生産者責任の主体として、「三包」（一定期間の無償修理・製品交換・返品）やアフターサービスの提供、交換部品の供給、リコールによる製品回収等の義務を負います。なお、『通達』は中古車や違法な改造車の輸入を許可しな

いとしているほか、「輸入は上海港湾を主とし、販売区域は試行企業の現有の販売区域を主とする」とも明記しています。

自動車並行輸入の申請資料

- ✓ 自動車並行輸入試行業務展開申請書（企業の概況、経営状況、業務分布、整備ネットワーク等）
- ✓ 自動車並行輸入試行業務展開方案（自動車の仕入れ先、輸入モデル、アフターサービス、部品供給等）
- ✓ 輸入自動車製品の国家品質標準・技術規範に関する強制要求の適合状況、強制性製品認証の取得状況
- ✓ 承諾書（上海自由貿易区内に自動車代理商を登記して並行輸入を展開することを承諾）
- ✓ 営業許可証のコピー
- ✓ 会計士事務所が発行する直近3年の企業財務報告
- ✓ 業務代理販売網、アフターサービス網の証明資料（工商登記証等） 等

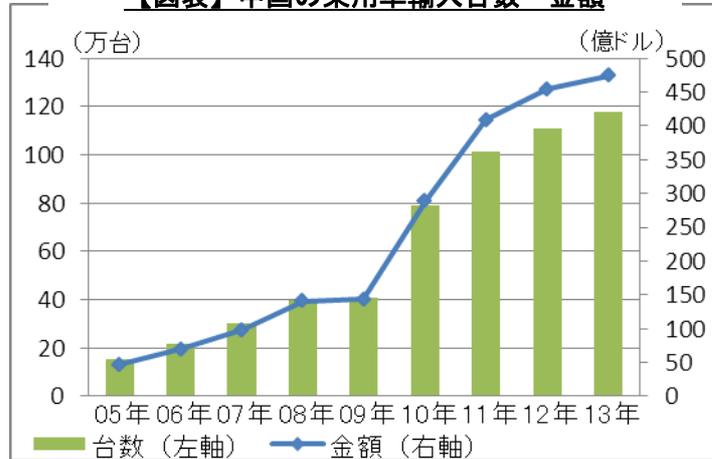
（『通達』第4条）

*

2013年の中国の乗用車輸入台数は、前年比6.43%増の117.9万台に達しており、中国における乗用車販売台数全体（約1793万台）の6.58%を占めています。地元紙『第一財經日報』によると、2013年には8万台以上の自動車は事実上の並行輸入の形で輸入されているようです（天津港で約7万台、上海港で約1,000台）。『通達』は、自動車の並行輸入を“正規化”するとともに、売上高4億元超という参入ハードルや「三包」等のサービス要求を設定することで、消費者保護の徹底を図るものと言えます。

『通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【図表】中国の乗用車輸入台数・金額



（出所：中国自動車工業協会、CEIC）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**上海市商務委員会、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会、上海税関、
上海出入国検査検疫局、上海市工商行政管理局
中国（上海）自由貿易試験区における自動車並行輸入の試行展開に関する通達**

各関連単位：

中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）の建設を推進するため、国务院弁公庁による『輸入強化に関する若干意見』（国弁発[2014]49号）、商務部による『中国（上海）自由貿易試験区における自動車並行輸入の試行展開に関連する問題についての承認回答』（商建函[2014]869号）および『工商行政管理局による自動車総代理商および自動車ブランドの代理商授權届出業務の実施停止に関する公告』（工商市字[2014]145号）に基づき、当市は自由貿易試験区において自動車並行輸入を試行展開する。ここに試行の関連事項について以下のように通知する。

- 1、自由貿易試験区における自動車並行輸入の試行業務展開とは、自由貿易試験区内に登録する自動車代理商が、商務部の輸入許可を経て、国外自動車輸入の経営活動に従事することを指す。
- 2、「着実な推進、規範的で秩序立てて、リスクコントロール可能」の原則に基づき、当市の商務、自由貿易試験区管理委、税関、検査検疫、工商等の関連部門は、各自の職責に基づき業務を展開し、試行の着実な展開を確保する。

上海市商務委員会は、自由貿易試験区管理委等の部門と協調して自動車並行輸入試行業務を推進し、試行企業に対して認定を行う。自由貿易試験区管理委は、並行輸入される自動車製品の品質トレーサ体系および自動車並行輸入代理商の情報化管理システムの建設等の業務を推進する。自動車並行輸入の関連公共サービス領域内のプラットフォーム経済の建設を推し進め、プラットフォームは政府職能部門の関連付帯機構を統合し、自動車整備、サービス、部品供給等のソーシャルなサービスを効果的に集積させる。自由貿易試験区内に設置する第三者公共サービスプラットフォームのサービス機能とモデルは、必ず自由貿易試験区管理委に届け出なければならない。上海税関は、並行輸入される自動車の通関監督管理、税徴収管理等の関連業務に責任を負う。上海出入国検査検疫局は、並行輸入される自動車製品に対する国家関連品質標準、技術規範の強制性要求および強制性商品認証参入要求等に合致する品質安全監督管理業務を適切に遂行し、合わせて関連部門と共同して自動車並行輸入関連の「三包」、リコール、欠陥調査等の後続の監督管理業務を適切に遂行することに責任を負う。上海市工商行政管理局は、自動車経営行為に対する監督管理、消費者の合法的な権益および公平な競争の市場秩序の維持に責任を負う。

- 3、以下の条件に合致する企業は、自動車並行輸入の試行業務展開を申請することができる。

- (1) 自動車販売業務に5年以上従事し、直近3年連続で利潤を上げた経營業績を有し、前会計年度の自動車販売額が4億人民元を超えていること。
- (2) 経営規模と対応する整備、サービス、部品供給の拠点と設備を備えていること。本項の要求を満たすことができない企業は、自由貿易試験区区内の第三者公共サービスプラットフォームに依って相応のサービスを提供することができ、要求に達した後、試行に参加することができる。
- (3) 信用が良好で、仕入れチャネルおよび自動車販売サービスの業界経験を有していること。
- (4) 自由貿易試験区内に自動車代理販売の資質を有する全額出資子会社もしくは持分支配会社を登録し、自動車並行輸入試行の代理商とすること。

4、試行を申請する企業は、上海市商務委員会もしくは自由貿易試験区管理委に以下のような申請資料を提出しなければならない。

- (1) 申請企業の概況、経営状況、業務分布、整備ネットワーク等を含む自動車並行輸入試行業務展開の申請書。主に自動車の仕入れ先、輸入モデル、アフターサービス、部品供給を含む自動車並行輸入試行業務展開の方案、ならびに輸入自動車製品の国家品質標準、技術規範に関する強制性要求の適合性状況、強制性商品認証の状況等。
- (2) 自由貿易試験区に自動車代理商を登録し、自動車並行輸入試行業務を展開することを承諾する承諾書。
- (3) 試行企業法人の営業許可証のコピー。
- (4) 会計士事務所が発行する直近3年の企業財務報告。
- (5) 相応する業務代理販売ネットワーク、アフターサービスネットワークの工商登録等の証明資料。
- (6) その他の関連資料。

5、試行を申請した企業は、認定を経た後、国家機電製品輸入許可管理関連規定および商務部の関連要求に基づき、相応する輸入申請資料を提出し、商務部に自動車輸入自動許可証を申請する。

6、試行企業および自由貿易試験区内に登録する自動車代理商は、並行輸入する自動車製品の品質トレースの責任主体であり、法に基づき製品リコール、品質保証、アフターサービス、自動車「三包」、平均燃費測定等の義務を履行し、中古車および違法な改造車の輸入を許可せず、合わせてメーカーが許可する方案を採って品質欠陥を排除することに責任を負う。代理商が輸入する自動車製品は、国家の関連品質標準、技術規範の強制性要求に合致し、国家规定の強制性製品認証等の参入要求に合致していなければならない。輸入は上海港湾を主とし、販売区域は試行企業の現有の販売区域を主とする。

- 7、試行企業およびそれが自由貿易試験区内に登録する自動車代理商が展開する関連業務および経営活動は、国家の現行法律・法規および本通達の関連要求に合致していなければならない。関連監督管理部門は、通知の要求に合致しない行為があることを発見し、法律・法規の規定がある場合、関連部門が法に基づき処罰を下す。法律・法規に規定されていない場合、それに期限付き是正もしくは試行業務の停止を命令する。

特にここに通知する。

上海市商務委員会
中国（上海）自由貿易試験区管理委員会
上海税関
上海出入国検査検疫局
上海市工商行政管理局
2015年1月7日

(中国語原文)

**上海市商务委员会 中国（上海）自由贸易试验区管委会 上海海关
上海出入境检验检疫局 上海市工商行政管理局
关于在中国（上海）自由贸易试验区开展平行进口汽车试点的通知**

各有关单位：

为推进中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）建设，根据国务院办公厅《关于加强进口的若干意见》（国办发〔2014〕49号）、商务部《关于中国上海自由贸易试验区开展平行进口汽车试点有关问题的复函》（商建函〔2014〕869号）和《工商总局关于停止实施汽车总经销商和汽车品牌授权经销商备案工作的公告》（工商市字〔2014〕145号），本市在自贸试验区开展平行进口汽车试点。现就试点的有关事项通知如下：

- 一、在自贸试验区开展平行进口汽车试点业务是指注册在自贸试验区内的汽车经销商，经商务部进口许可，从事进口国外汽车的经营活动。
- 二、按照“稳步推进、规范有序、风险可控”的原则，本市商务、自贸试验区管委会、海关、检验检疫、工商等相关部门根据各自职责开展工作，确保试点稳步开展。

上海市商务委员会会同自贸试验区管委会等部门协调推进平行进口汽车试点工作，对试点企业进行认定。自贸试验区管委会推进平行进口汽车产品质量追溯体系和平行进口汽车经销商信息化管理系统建设等工作。推动平行进口汽车相关公共服务领域内的平台经济建设，平台将整合政府职能部门相关配套功能，有效集聚汽车维修、服务、零部件供应等社会化服务。设在自贸试验区内的第三方公共服务平台的服务功能与模式须向自贸试验区管委会备案。上海海关负责做好平行进口汽车的通关监管、税收征管等相关工作。上海出入境检验检疫局负责做好对平行进口汽车产品符合国家有关质量标准、技术规范的限制性要求和强制性产品认证准入要求的质量安全监管工作，并联合相关部门做好平行进口汽车有关三包、召回、缺陷调查等后续监管工作。上海市工商行政管理局负责对汽车经营行为的监管，维护消费者的合法权益和公平竞争的市场秩序。

三、符合以下条件的企业可申请开展平行进口汽车试点业务：

- (1) 从事汽车销售业务5年以上，具有最近3年连续盈利的经营业绩，上一财务年度汽车销售额超过4亿人民币。
- (2) 具备与经营规模相适应的维修、服务、零部件供应网点与设施。对无法满足该条要求的企业，可依托自贸试验区区内第三方公共服务平台提供相应服务，达到要求后方可参与试点。
- (3) 信誉良好、具有采购渠道和汽车销售服务行业经验。
- (4) 在自贸试验区内注册具有汽车经销资质的全资子公司或控股公司，作为平行进口汽车试点的经

销商。

四、 申请试点的企业应向上海市商务委员会或自贸试验区管委会提交如下申请材料：

- (1) 开展平行进口汽车试点业务的申请书，应包括申请企业的概况、经营情况、业务分布、维修网络等；开展平行进口汽车试点业务的方案，主要包括车源、进口模式、售后服务、零部件供应，以及进口汽车产品关于国家质量标准、技术规范的强制性要求符合性情况、强制性产品认证情况等。
- (2) 承诺拟在自贸试验区注册汽车经销商，开展平行进口汽车试点业务的承诺书。
- (3) 试点企业法人营业执照复印件。
- (4) 会计师事务所出具的近3年企业财务报告。
- (5) 相应的业务经销网络、售后服务网络的工商注册等证明材料。
- (6) 其他相关材料。

五、 申请试点的企业经认定后，按照国家机电产品进口许可管理有关规定和商务部相关要求，提供相应进口申请材料，向商务部申请汽车进口自动许可证。

六、 试点企业及其在自贸试验区内注册的汽车经销商是平行进口汽车产品质量追溯的责任主体，应当依法履行产品召回、质量保障、售后服务、汽车三包、平均燃料消耗量核算等义务，不允许进口旧车和非法改装车，并负责采用原制造商许可的方案消除质量缺陷。经销商进口的汽车产品应符合国家有关质量标准、技术规范的强制性要求，并符合国家规定的强制性产品认证等准入要求。进口以上海口岸为主，销售区域以试点企业现有销售区域为主。

七、 试点企业及其在自贸试验区内注册的汽车经销商开展相关业务及经营活动，应符合国家现有法律法规和本通知有关要求。相关监管部门如发现有不符通知要求的行为，有法律法规规定的，由相关部门依法予以处罚。法律法规未作规定的，责令其限期改正或停止试点业务。

特此通知。

上海市商务委员会
中国（上海）自由贸易试验区管委会
上海海关
上海出入境检验检疫局
上海市工商行政管理局
2015年1月7日